

大久保北部市有地の一部暫定活用に関する維持管理等業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、大久保北部市有地のうち自然体験や環境学習等の場として暫定活用する箇所（キャンプ場跡地）とその利便施設（仮設トイレ、手洗場、駐車場）を利用者が安全で快適に利用できるよう維持管理することを目的とする。

2 業務期間

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

3 業務場所

大久保町松陰字石ヶ谷 363 番地 1 他 別紙、位置図のとおり

4 業務内容

(1) 除草業務

キャンプ場跡地及び利便施設周辺の除草を行う。

ア 回数 年 5 回

イ 実施日 5 月から 11 月までの間に実施すること

ウ 場所 別紙、除草範囲（キャンプ場跡地）及び別紙、利便施設平面図のとおり

エ 面積 約 1,670 m²

オ 方法 キャンプ場跡地の除草については、市との協議により必要に応じて有識者と立ち会い、助言を受けて実施するものとする。なお、有識者との立会や助言は、市の負担により市が調整するものとする。

カ 処理 刈り取った草は、基本的には本敷地内で存置するものとするが、有識者の意見を踏まえて市と協議の上で決定する。

キ その他 必要に応じて市との協議の上、竹の伐採やごみ拾いなどにより良好な環境を保つものとする。

(2) 仮設トイレレンタル業務

仮設トイレをレンタルし、配送及び設置、撤去を行う。なお、本業務の予定価格は、既設の仮設トイレを継続してレンタルするものとして積算しており、既存の施設を撤去し新たに設置する場合は、必要となる費用を増額して契約変更するものとする。

ア 以外期間 2 業務期間のとおりとする。

イ 設置場所 別紙、仮設トイレ・手洗場平面図・断面図のとおり

ウ 数量 2 基

工 仕 様 日野興業社製ポリエチレン製トイレ（品名：GX-WCP）相当の能力を有すること

(3) 清掃等業務

仮設トイレ及び手洗場の清掃等、維持管理を行う。

ア 回 数 30 回

イ 実施日 利用がある毎に利用後、早急に清掃すること。月あたりの利用が無い場合は月に 1 回清掃すること

ウ 実施内容 仮設トイレの便器、内面、外面及び手洗い場の基礎コンクリート、水栓、水洗パンを清掃すること。なお、仮設トイレの便器及び水洗パンの内面以外の清掃に洗剤を用いてはならない。著しい汚れについては、最適な方法にて除去すること。

適宜、トイレットペーパーを補充すること。

清掃の際に、仮設トイレの水洗用タンクに適切な量の水を補充すること。なお、冬場は凍結する恐れがあるため、凍結防止剤を適切に混入すること。また、蛍光灯の電池が切れている場合は、電池を入れ替えること。加えて施設の安全点検を行うこと

エ 資機材等 清掃等作業に必要な器具及び資材の内、以下のものを市から貸与するが、現物限りとし新たに貸与しない。その他必要なものは受託者の負担とする。

また、本業務に要する水道水については、手洗場の給水設備から使用することができる。なお、水道使用料については、市が別途支払う。

＜市から貸与するもの＞

ホース 1 本、バケツ 1 本、洗剤 1 本、床用デッキブラシ 1 本、便器用ブラシ 1 本、トイレの鍵 1 本、手洗場の水栓の鍵 1 本

カ 施錠等 清掃後はトイレを施錠するとともに、手洗場の水栓のカギを取り外すこと。また、水洗パンについては排水口に栓をしたことを確認した後、木製の蓋を閉めること

(4) し尿等処理業務

仮設トイレ及び手洗場の貯留タンクに溜まったし尿等について、汲取り業者に依頼して処理し、汲取り料金を市から送付される納付書で指定金融機関に納入する。

なお、汲取りには手洗場の水道水を利用することが出来るものとする。

また、汲取り回数や汲取り日については次のとおりとする。

ア 汲取り回数・総量 12 回・200 リットル／回

イ 汲取り日 利用状況に応じて実施すること

ウ 汲取り依頼先 令和7年度の本市環境保全課委託業者

エ 汲取り料金 市が規定している料金のとおり（トイレの種類は「事業所等」とする。）

(5) その他業務

本業務で発生する廃棄物は、受託者において本市資源循環課が示す「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分表」に従い、廃棄物処理法に基づき処理すること。また、トイレと水洗の鍵を受託者が保管し、市が予約を受け付けた利用者に貸し出すこと。

本業務委託場所及びその周辺において危険箇所や廃棄物の投棄等、利用者の安全や適正な維持管理を確保できない状況を確認した場合は、市の担当者に早急に連絡すること。

5 提出書類

以下の書類を提出するものとする。

(1) 契約締結後

着手届、業務計画書（責任者・緊急連絡体制・作業実施計画等）

(2) 除草業務後

報告書※その都度提出すること

(3) 清掃業務後

報告書※月毎に提出すること

(4) し尿等処理業務後

報告書※その都度提出すること

(5) 履行期間終了時

完了届

6 委託料の支払い

受託者は、委託料を四半期ごとに委託者に請求できるものとする。

7 その他

本業務の発注はプロジェクト推進室が実施する。

契約の履行について疑義が生じた場合には、速やかに市と受託者で協議する。

位置図

明石サービスエリア

石ヶ谷墓園

神戸市
西区

利便施設

暫定活用箇所

大池

口無池

明石市

明石北高校

鳴池

口無池

砂池

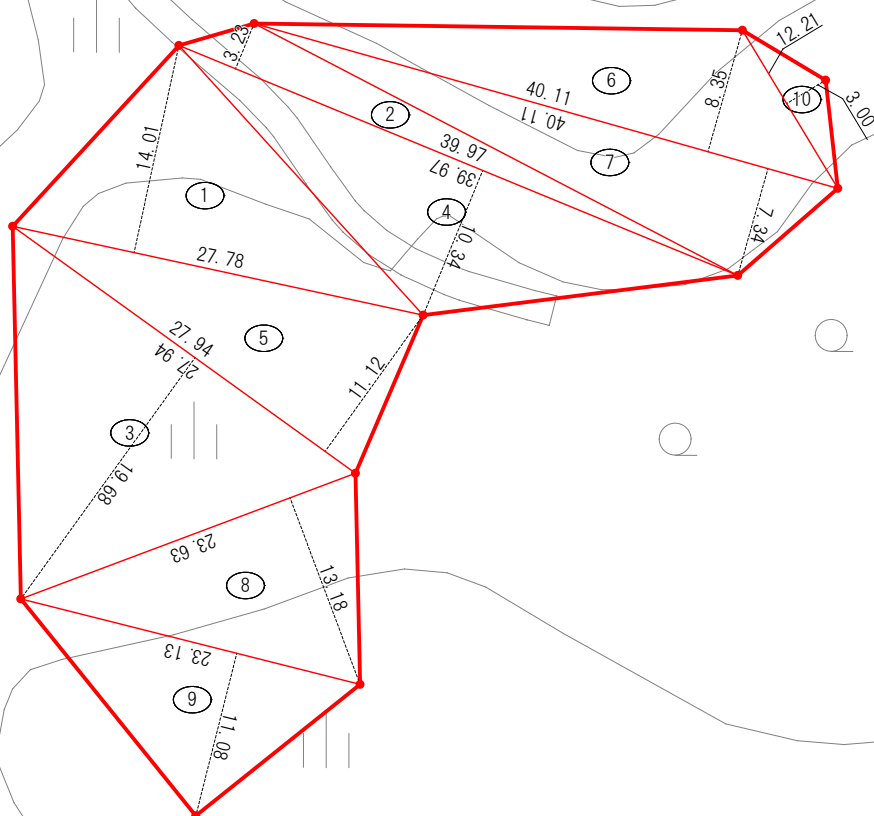
大久保町松嶺新田

サッカーコート

サッカーコート

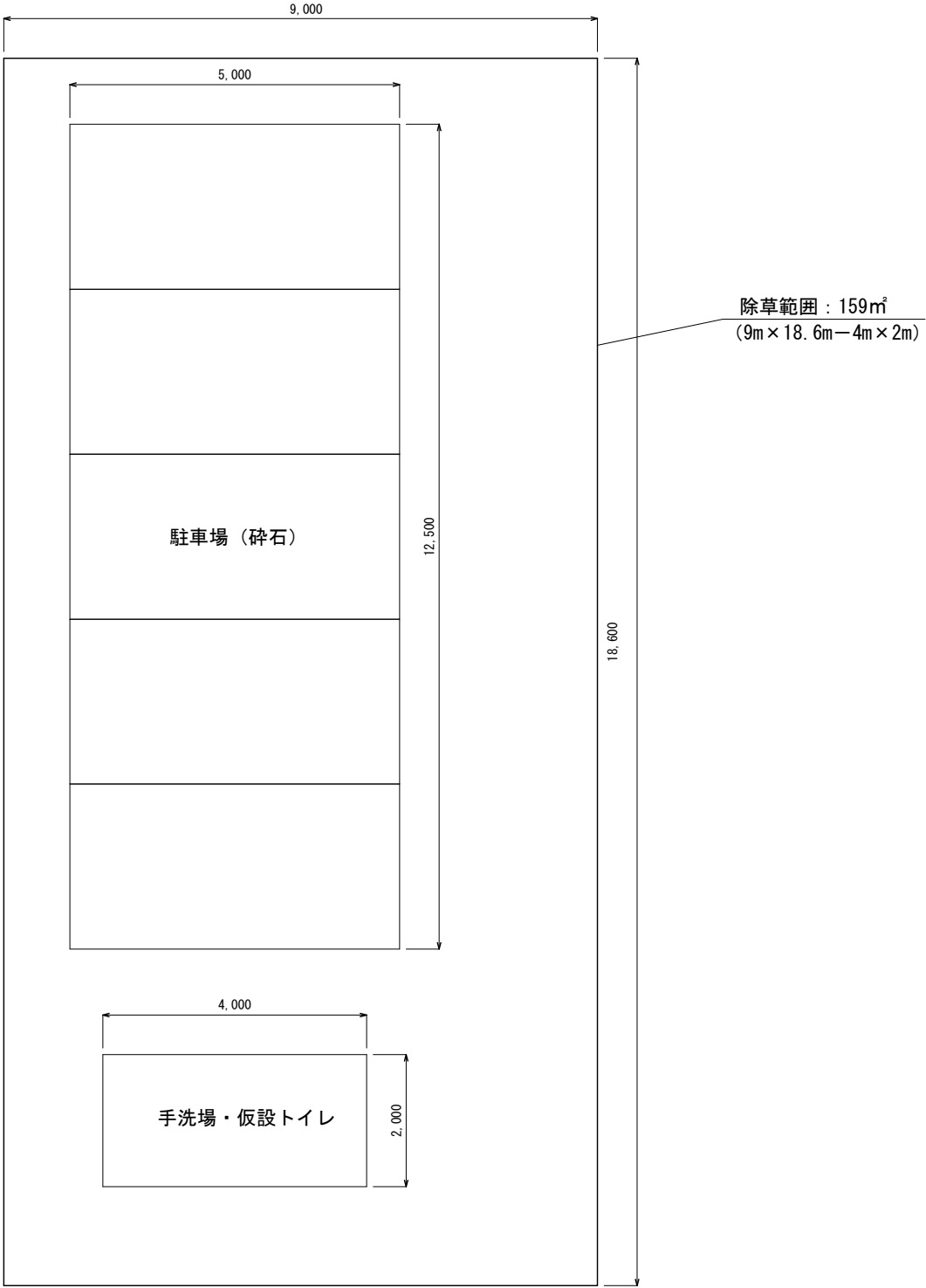
県立明石北高等学校

除草範囲（キャンプ場跡地）

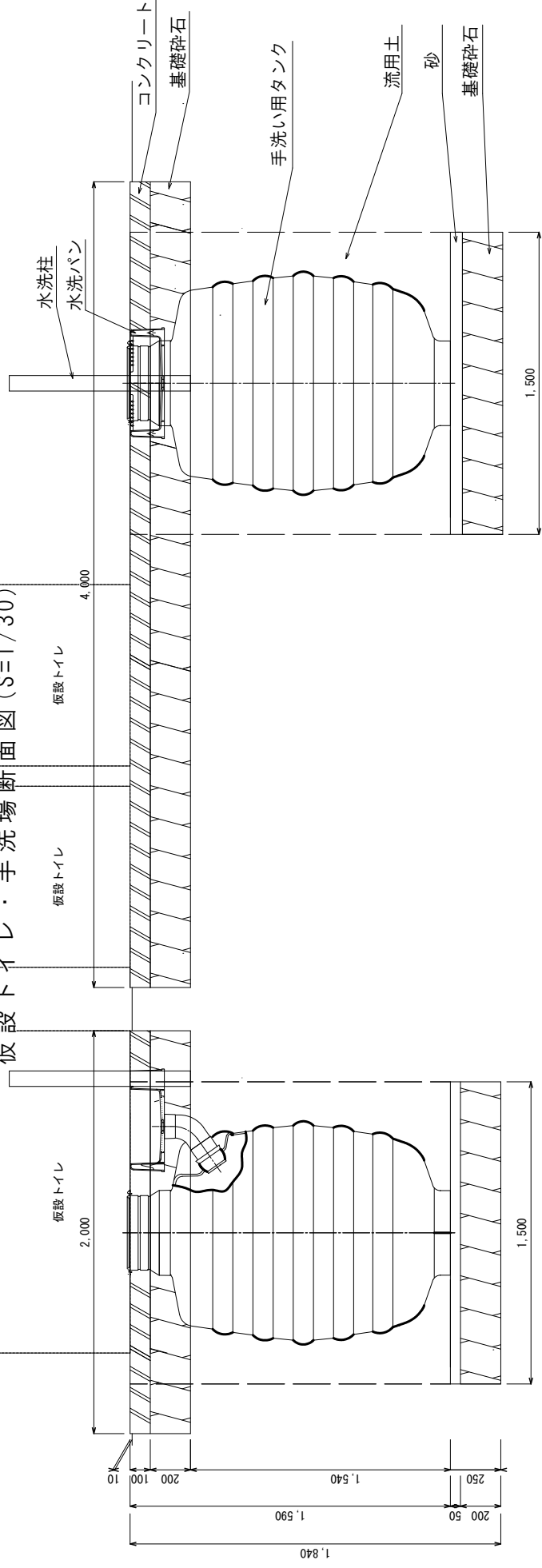


番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	27.78	14.01	389.1978	194.59890
2	39.97	3.23	129.1031	64.55155
3	27.94	19.68	549.8592	274.92960
4	39.97	10.34	413.2898	206.64490
5	27.94	11.12	310.6928	155.34640
6	40.11	8.35	334.9185	167.45925
7	40.11	7.34	294.4074	147.20370
8	23.63	13.18	311.4434	155.72170
9	23.13	11.08	256.2804	128.14020
10	12.21	3.00	36.6300	18.31500
合 計				1,512.91120
敷 地 面 積				1,512.91 m ²

利便施設平面図 (1/100)



仮設トイレ・手洗場断面図 (S=1/30)



仮設トイレ・手洗場平面図 (S=1/30)

